

第8章 計画の実現に向けて

1 各主体の担うべき役割

本計画に基づく施策を推進し、2050年脱炭素社会と安全、安心、快適な住まいづくり、まちづくりを実現していくためには、県民、民間事業者、市町村、県など住生活に関わるすべての主体が相互に連携、協力することが重要であり、それぞれに期待される役割を果たしていく必要があります。

(1) 県民・住民団体・NPO等に期待する役割

県民は、命や健康を守るために必要となる住まいの性能について関心を持ち、新たな住まいの選択や自らが居住する住まいの性能向上に努めなければなりません。また、ライフステージに適した住まいづくり、地域のまちづくりに関心を持ち、支え合いながら、自らの住生活の安定と向上を目指すとともに地域活動への積極的な参画を通じ、地域社会に貢献することが求められます。地域に密着し、様々な価値観に基づいて多様で迅速に行動できる住民団体、NPOは、柔軟なサービスの提供が可能であり、公平性や平等性を重視すべき行政では提供が難しい新たな公共サービスの供給主体となることが期待されます。

(2) 住宅関連事業者に期待する役割

住宅の安全性や快適性はもとより、住宅の耐震性能及び省エネ性能を十分に確保しなければなりません。また、市場における住宅供給の担い手として、既存住宅ストックにおいても必要な性能を確保し、県民の多様な住宅ニーズに的確に対応していくことが必要となります。さらに、これらの品質・性能や維持管理の状況等について、適切な情報提供を行うよう努めることが求められます。

地域のまちづくりを担う一員として、良質な住宅ストックの形成や良好なまちづくりに向けて、地域や行政等と連携し、地域の特徴を生かした住宅施策を推進することが重要となります。

(3) 市町村に期待する役割

市町村は、地域にとって最も身近な行政主体であり、地域の特性やニーズに応じてきめ細かに対応し、公営住宅の適正な供給・管理はもとより、住宅が確保すべき性能に関する情報提供等のソフト面も含めて、地域に根ざした住宅施策を展開する必要があります。

また、地域の住宅政策を総合的かつ計画的に進めるため、政策の方向性を示す基本的な計画として、各市町村において地域の実情に応じた住生活基本計画を策定することが望まれます。

(4)県の役割

県全域で住宅ストックの性能を向上していくため、市町村の住宅施策や民間団体等の取組をサポートするとともに、市町村や民間団体等と連携して、住宅、住生活に関する情報提供を行います。

また、多様化する居住ニーズに的確に対応するための住宅・住環境整備、公営住宅等の供給や適正な維持管理、住宅確保要配慮者の居住の安定確保等、住宅セーフティネット機能を維持していきます。

2 推進体制

(1)県の推進体制

- ◎ 庁内関係部局が緊密に連携し、総合的な施策展開を図ります。
- ◎ 県民、民間事業者、市町村と連携、協力し、本計画の着実な推進を図ります。
- ◎ 地域住宅協議会、居住支援協議会に計画の進捗状況に関する情報提供を行い、意見を伺います。

(2)市町村等との連携

- ◎ 市町村、公社等と連携して地域住宅協議会を設置し、住宅施策の推進を図ります。
- ◎ 市町村が住生活基本計画を策定する際に、必要な情報を提供し技術的に支援するとともに、市町村との協働により効果的な施策を実施します。

(3)住宅関連事業者との連携

- ◎ 住宅市場における住宅供給の担い手である住宅関連事業者との情報共有を行うとともに、協力と理解を得ながら、施策展開を推進します。
- ◎ 県内事業者の技術力向上を支援します。

(4)県民・住民団体・NPO等との連携

- ◎ 市町村、不動産団体、福祉団体と連携して居住支援協議会を設置し、居住の安定確保に向けた施策の協議、地域における住民団体、NPO等と連携して住宅施策を実施します。
- ◎ 安全・安心の住まいづくり、まちづくり活動、地域コミュニティとの交流、地域福祉活動等との支援などを行い、住生活の向上に向けた幅広い取組を実施します。